

定 款

2022年6月23日改訂

 **中央紙器工業株式会社**

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第2章 株 式	1
第3章 株主総会	2
第4章 取締役および取締役会	3
第5章 監査役および監査役会	4
第6章 会計監査人	5
第7章 計 算	5
附 則	5

第 1 章 総 則

(商 号)
第 1 条 当社は、中央紙器工業株式会社と称し、英文では、CHUOH
PACK INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 紙器および段ボール函の製造販売
(2) 紙類、パルプ類の販売
(3) その他紙製品、軟包装製品ならびに石油化学製品の製造販売
(4) 紙器製造機械・古紙圧縮機械の販売ならびにリース業
(5) 工業所有権の取得、譲渡および貸与
(6) 不動産の賃貸・管理
(7) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を愛知県清須市に置く。

(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

(公告の方法)
第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。

(取締役会決議による自己の株式の買受け)
第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)
第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)
第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する一切の事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 12 条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

- 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(株主総会の開催場所)

- 第 14 条 当社は、本店の所在地である愛知県で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者および議長)

- 第 16 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

- 第 17 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 前項の場合において株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 20 条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任)

- 第 21 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員として就任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

- 第 23 条 当社の取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。
2. 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定することができる。

(役付取締役)

- 第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を置くことができる。

(招集者および議長)

- 第 25 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集の手続)

- 第 26 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第 28 条 当社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与、退職慰労金については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第427条第1項の規定により、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令で定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第 31 条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

- 第 32 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第 33 条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集の手続)

- 第 35 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

- 第 37 条 当社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第 38 条 当社の監査役の報酬、賞与、退職慰労金については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 39 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第427条第1項の規定により、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令で定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選 任)

第 40 条 当社の会計監査人を新たに選任する場合は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 41 条 当社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金配当の基準日および中間配当)

第 43 条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
3. 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当することができる。

(配当の除斥期間)

第 44 条 剰余金の配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過して受領されない場合は、当社は支払の義務を免れる。

2. 未払の剰余金の配当金には、利息を付けない。

(附 則)

1. 定款第 19 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上